

利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該地域密着型介護老人福祉施設のサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) サービス利用料金（1日あたり）

下記の利用料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）及び食事に要する費用・住居に要する費用の合計金額をお支払い下さい。

1. ご利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
個室	個室	6,000	6,710	7,450	8,170	8,870	
	多床室	6,000	6,710	7,450	8,170	8,870	
2. うち、介護保険から給付される金額	個室	5,400	6,039	6,705	7,353	7,983	
	多床室	5,400	6,039	6,705	7,353	7,983	
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	個室	600	671	745	817	887	
	多床室	600	671	745	817	887	
4. 食材料費	第1段階	300					
	第2段階	390					
	第3段階①	650					
	第3段階②	1,360					
	第4段階	1,445					
5. 滞在費（居住費）	第1段階	個室	380				
		多床室	0				
	第2段階	個室	480				
		多床室	430				
	第3段階①・②	個室	880				
		多床室	430				
	第4段階	個室	1,231				
		多床室	915				
6. 自己負担額合計（3+4+5）	第1段階	個室	1,280	1,351	1,425	1,497	1,567
		多床室	900	971	1,045	1,117	1,187
	第2段階	個室	1,470	1,541	1,615	1,687	1,757
		多床室	1,420	1,491	1,565	1,637	1,707
	第3段階①	個室	2,130	2,201	2,275	2,347	2,417
		多床室	1,680	1,751	1,825	1,897	1,967
	第3段階②	個室	2,840	2,911	2,985	3,057	3,127
		多床室	2,390	2,461	2,535	2,607	2,677
	第4段階	個室	3,276	3,347	3,421	3,493	3,563
		多床室	2,960	3,031	3,105	3,177	3,247

（サービスの利用料金は、ご利用者の所得階層・要介護度に応じて異なります。）単位：円
（一定以上所得者は、利用者負担が2割または3割になります。介護保険負担割合証により異なります。）

(2) その他介護給付サービス加算

	加 算	加算料金 (単位) (1日あたり)	加算条件
A	初期加算	30	ご利用者が新規に入所及び1ヵ月以上の入院後再び入所した場合。(30日間加算)
B	サービス体制強化加算 (I)	22	サービス体制強化加算 (I) ・介護福祉士80%以上配置 ・勤続10年以上介護福祉士35%以上配置 サービス体制強化加算 (II) ・介護福祉士60%以上配置 サービス体制強化加算 (III) ・介護福祉士50%以上配置 ・常勤職員75%以上配置 ・勤続7年以上30%以上配置 (I) (II) (III) のいずれか算定出来る。
	サービス体制強化加算 (II)	18	
	サービス体制強化加算 (III)	6	
C	日常生活継続支援加算	36	算定要件 ①新規入所者のうち要介護4・5の割合が70%以上である場合。 ②新規入所者のうち認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上である場合。 ③たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の15%以上である場合。 上記のいずれかを満たした上で、介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1名以上配置している場合。但しBと同時算定は出来ない。
D	夜勤職員配置加算	41	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1名以上上回っている場合。
E	看護体制加算 (I)	12	常勤の正看護師を1名以上配置している場合。
	看護体制加算 (II)	23	看護職員を常勤換算法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置されている場合であり当該事業所の看護職員により病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により24時間の連絡体制を整えている場合。
F	入院・外泊時加算	246	ご利用者が入院及び外泊場合6日を限度として加算。(但し入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。)
G	看取り介護加算	ア当日 1, 280 イ前日、前々日 680 ウ 4日～30日 144 エ 31日～45日 72	医師が終末期にあると判断した入所者について医師・看護師・生活相談員・管理栄養士・介護職員等が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行った場合。 (死亡以前45日を上限)

H	安全対策体制 加算	20	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。(入所時に1回を限度として算定。)
I	介護職員処遇 改善加算Ⅰ	所定単位数に14.0% 乗じた単位数	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた単位数をご負担頂きます。 但し、当該加算は、区分支給限度額基準額の算定対象から除外となります。
	介護職員処遇 改善加算Ⅱ	所定単位数に13.6% 乗じた単位数	
	介護職員処遇 改善加算Ⅲ	所定単位数に11.3% 乗じた単位数	
	介護職員処遇 改善加算Ⅳ	所定単位数に9.0% 乗じた単位数	
J	協力医療機関 連携加算	100/月	算定要件 協力医療機関との間で、平時から入所者の病歴等の情報共有及び急変時対応の確認を行う会議を定期的に行うことと共 に下記の要件を満たしている場合 ①病状が急変した場合等、医師または看護職員との相談体制の確保 ②求めにより診療を行う体制の確保 ③入院を要すると認められた入所者等の入院を原則受入れる体制の確保